

岩手地域総合研究所「公募型研究」募集要綱

(趣旨)

1. 「公募型研究」は、地域・職場・グループの独自の研究活動を推進することによって、研究所の活動を広げ、その活性化を図ることを目的とするものである。

(定義)

2. 「公募型研究」は、公募に基づき採用・承認された調査・研究活動に対して、研究所が必要な支援を行うものである。

(テーマ)

3. 公募型研究は、定款に定める研究所の活動の趣旨に合致するものであれば、テーマ、分野は問わない。

(資格)

4. 応募資格は、研究所の個人及び団体会員とする。但し、会員以外のものを研究メンバーに加えることは妨げない。

(調査・研究の推進)

5. 応募した調査・研究の推進は、研究責任者および共同研究者で行うものとする。
②研究責任者または共同研究者の変更があった場合は遅滞なく研究所に届けること。

(公募)

6. 調査・研究の公募は、テーマ、研究概要、メンバー、研究の手順・方法、期間などを内容とする研究所の公募様式に基づきおこなう。公募は公募期間を定めて行う。

(研究の審査・採択)

7. 申請書の審査は、理事長、副理事長、事務局長で構成する審査委員会が行う。また理事長が必要と認めた場合には、新たに委員を加えることが出来る。採択の可否は、審査報告をうけて、常任理事会が決定する。

(研究支援)

8. 採択された調査・研究に対し、その必要に応じ、研究経費、研究メンバー等の人的支援、研究に必要なデータ・情報等の提供支援を行う。

(変更)

9. この募集要綱の変更は理事会の承認を必要とする。

(募集細則)

10. 公募型研究に関するその他の必要事項は「公募型研究」募集細則として定める。